

登録型本人通知制度

登録型本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、交付年月日や証明書の種類などを事前に登録のあった方に郵送で通知する制度です。

この制度は、住民票の写しなどの不正請求や不正取得の防止、制度の周知による委任状偽造の未然防止を目的とするものです。

登録できる人

- ▷土岐市の住民基本台帳に記載されている人
- ▷土岐市の戸籍に記載されている人
- ※死亡および失踪宣告を受けた人は登録できません。

必要なもの

- ▷事前登録申込書
- ▷本人確認書類（運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証など）

ご注意ください

- ▷この制度は、証明書などを第三者に交付して良いかを本人に確認するものではありません。
- ▷登録期間は、申し込みの日の翌日から3年間です。
- ▷代理人または法定代理人が申し込みするときは事前に問い合わせください。

問 市民課住民係（内線141）

市職員(薬剤師)を募集します

職種	採用予定人員	受験資格	試験内容
薬剤師	3人程度	資格所有(見込み)者	適性検査 面接試験 作文試験

※地方公務員法第16条の各号(成年被後見人など)のいずれかに該当する方は受験できません。

試験日時 8月1日(土) 午前9時40分～

試験会場 市立総合病院

※試験の合格発表は9月上旬(予定)に受験者全員に通知します。平成28年2月上旬(予定)の健康診断で異常がなければ平成28年4月1日(予定)で採用を決定します。

給料

▷大学卒業者=192,900円 ▷大学6卒業者=212,200円
※原則として毎年1回定期に昇給します。また、民間などの職歴がある場合は、一定基準により加算されます(この数字は現行の額であり、国などの改正に準じ改正されます)。

受験の手続き 試験申込書(総合病院総務課で交付)に必要事項を記入の上、7月10日まで(土・日曜日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に同課へ提出してください。郵送を含め、期限を過ぎて届いた申込書は無効です。
その他 試験申込書などは、市ホームページからダウンロードできます。

問 総合病院総務課(☎☎2111)・内線2860

高齢者用肺炎球菌ワクチンの 予防接種のご案内



対象

①下記の生年月日に該当する方(5月上旬に接種券を送付しています)

65歳(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ)	70歳(昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ)
75歳(昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ)	80歳(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ)
85歳(昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ)	90歳(大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ)
95歳(大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれ)	100歳(大正4年4月2日～大正5年4月1日生まれ)

②接種日に満60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により自己身の日常生活活動が極度に制限される方。接種を希望する方は接種券を発行しますので、障害者手帳、医師の意見書などをお持ちのうえ、保健センターまでお越しください。

※①・②共に既に肺炎球菌ワクチンの接種をしたことがある方は対象外

接種期間 平成28年3月31日(木)まで

接種回数 1回

自己負担額 2,700円

持ち物 接種券、土岐市に住民票があることを確認できる健康保険証、運転免許証など

接種方法 市の指定する医療機関へ電話で予約のうえ、お出掛けください。指定医療機関につきましては、5月上旬に送付しました案内をご確認ください。

問 保健センター(☎☎2010)